

	経営支援融資		
	経営一般	経営セーフ	円高セーフ
資金使途	運転資金、設備資金		
融資限度額	1億円 (組合2億円)	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	
融資期間	10年以内(据置期間2年以内を含む。)		
融資利率	(責任共有制度の対象となる場合)		(責任共有制度の対象外となる場合)
最優遇金利	融資期間 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内	融資期間 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内	
信用保証料	保証協会の定めるところによります。		
	従業員数が製造業等20人(卸・小売・サービス業は5人)以下の小規模企業者に対しては、東京都が信用保証料の2分の1を補助します。	全事業者に対し、東京都が信用保証料の2分の1を補助します。	

東京都では、地域の金融機関と連携した東京都独自の保証付融資制度も実施しております。

東京都新保証付融資制度

本制度は、申込時点において、下記の取扱金融機関の事業性資金に関する融資残高がある月が連続して12か月以上あり、債務の履行遅滞がない中小企業を対象としています。

なお、本制度の融資を申込みできるのはお取引のある1金融機関のみです。

	オリックス株式会社保証付融資	全国しんくみ保証株式会社保証付融資
資金使途	運転資金、設備資金	
融資限度額	1,000万円以内	500万円以内
融資期間	5年以内(据置期間なし) ※特に優良と認められた先は7年以内も可。	5年以内(据置期間なし)
融資利率	融資期間 3年以内 年2.4%以内 3年超5年以内 年2.6%以内 5年超7年以内 年2.8%以内	
信用保証料	保証機関の定めるところによります。	

◇取扱金融機関一覧(平成24年10月1日現在)(五十音順)

- 地方銀行
東日本銀行(☆)
- 信用金庫
青梅信用金庫(☆)、小松川信用金庫(☆)、さわやか信用金庫(☆)、城北信用金庫(☆)、昭和信用金庫(☆)、西武信用金庫(☆)、東栄信用金庫(☆)
- 信用組合
あすか信用組合、東信用組合、共立信用組合(★)、江東信用組合(★)、七島信用組合、青和信用組合(☆)、全東栄信用組合、第一勧業信用組合(☆)、大東京信用組合(★)、東京厚生信用組合、中ノ郷信用組合、文化産業信用組合、北部信用組合

- ☆ 法人・個人：オリックス株式会社保証付融資
- ★ 法人：オリックス株式会社保証付融資 個人：全国しんくみ保証付融資
- 印なし 法人・個人：全国しんくみ保証株式会社保証付融資

東京都中小企業制度融資

経営支援融資が変わります

平成24年11月1日スタート

景気の低迷の影響を受けている中小企業の皆様を対象とした
東京都中小企業制度融資「**経営支援融資**」のご案内です。

国において、これまで原則全業種としていたセーフティネット保証5号(※)の指定業種の見直しが行われ、平成24年11月から、約4割の業種が指定業種から外れることとなります。11月以降セーフティネット保証5号の対象外となる業種を営んでいる中小企業者の皆様は、「経営一般」をご利用下さい。

また、今回の見直しにより同保証の対象外となったものの、依然として経営が苦しい中小企業者の資金繰りを幅広く支援するため、「経営一般」の融資要件を緩和します。

※セーフティネット保証5号について

国が指定する業種(全国的に業況が悪化していると認められる業種)を営んでおり、かつ、売上の減少等の要件(P.3[B])を満たす中小企業者が、一般保証と別枠で最大2億8,000万円までの保証協会による100%保証を受けられる制度です。

平成24年11月変更点▶▶▶

- I. 経営一般の融資要件を緩和します。
- II. 経営セーフ、円高セーフの対象となる業種が変わります。

これらの措置とあわせて、東京都が独自に地域の金融機関と連携して実施している「東京都新保証付融資制度」(オリックス株式会社保証付融資)の保証料の引下げも行っていきます。

お問い合わせは

東京都 産業労働局 金融部 金融課 ☎ 03-5320-4877

※HPでは、その他の制度もご紹介しております。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/index.html>

I. 経営一般の融資要件を緩和します

■ 制度の特徴

- ① 一般保証(80%保証)で最大1億円まで、最優遇金利の融資が受けられます。
- ② セーフティネット保証5号の指定業種以外の業種の中小企業者も対象となります。

■ ご利用いただける方

経営一般
次のいずれかに該当すること
① 最近3か月間の売上実績又は今後3か月間の売上見込が前年同期と比較して5%以上減少している 平成24年11月追加
② 最近3か月の売上実績又は今後3か月間の売上見込が平成20年8月以前の直近同期と比較して5%以上減少している
③ 製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない
④ 金融機関からの総借入金が前年同期と比較して10%以上減少している
⑤ 倒産等企業に事業上の債権を有している
⑥ 災害により事業活動に影響を受けている
⑦ 東京都知事が指定するもの(アスベスト対策、電気料金値上げ対応)

II. 経営セーフ、円高セーフの対象となる業種が変わります

■ 制度の特徴

- ① 一般保証と別枠で最大2億8,000万円まで、保証協会による全部保証(100%保証)が受けられます。
- ② セーフティネット保証5号の指定業種を営んでいる中小企業者が対象です。

■ ご利用いただける方

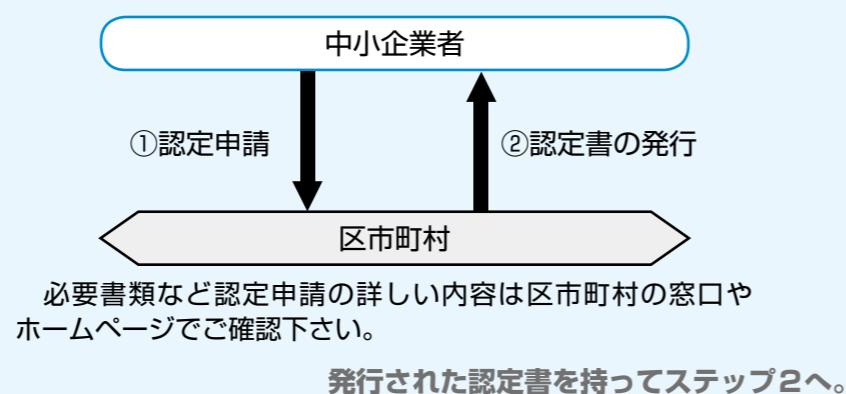
経営セーフ	円高セーフ
セーフティネット保証5号の区市町村長の認定を受けた中小企業者が対象となります。区市町村長の認定を受ける要件は以下のとおりです。	
次の【A】・【B】の両方を満たすこと 【A】 経済産業大臣が指定するセーフティネット保証5号の指定業種に該当していること	次の【A】・【B】の両方を満たすこと 【A】 経済産業大臣が指定するセーフティネット保証5号の指定業種に該当していること
平成24年11月～ セーフティネット保証5号の指定業種が「原則全業種」から 686業種 となります。(※)	
【B】 次のいずれかに該当すること ① 最近3か月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少している ② 製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない	【B】 次の両方に該当すること ① 原則として最近1か月間の売上高等が前年同月と比較して10%以上減少している ② 直近1か月間とその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して10%以上減少することが見込まれる

※中小企業庁のHPで指定業種の確認ができます。→ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

お申込方法

「経営セーフ」「円高セーフ」は
ステップ1 から、
「経営一般」は
ステップ2 から
ご利用下さい。

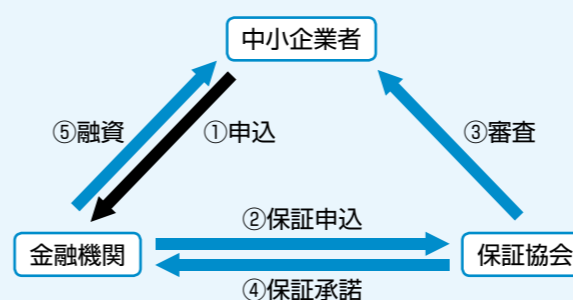
ステップ1 ▶▶▶ 区市町村で認定を受ける。



ステップ2 ▶▶▶ 融資を申し込む。

申込みには、次の2つの方法(I・II)があります。

I. 取扱指定金融機関に申し込む場合



II. 保証協会に申し込む場合

